

第3回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年9月26日(火) 午前9時～午前10時00分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 15名
会長 15番
会長代理 1番
委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番
14番
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (8件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第3 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

議長 それでは只今から、第3回湧水町農業委員会定例総会を開催します。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番〇〇委員と6番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町幸田 〇〇〇〇。借人、湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町木場字射場平〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年11月28日から令和9年12月31日。解約の理由は個人から法人へ耕作者を変更するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年8月28日です。番号2。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 湧水町稲葉崎字極田〇〇 地目は田面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由は土地を贈与するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号3。貸人、千葉県 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町鶴丸字上新田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和1年9月25日から令和6年9月30日。解約の理由は耕作者が病気により耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号4。貸人、始良市 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町鶴丸字上新田〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日。解約の理由は耕作者が病気により耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号5。貸人、福岡県 〇〇〇〇。借人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町鶴丸字山角〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約

の期間は令和4年5月1日から令和10年4月30日。解約の理由は耕作者が病気により耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号6。貸人、湧水町鶴丸 ○○○○。借人、湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在 湧水町鶴丸字山角○○ 地目は田 面積は○○○○㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和4年4月25日から令和10年4月30日。解約の理由は耕作者が病気により耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。番号7。貸人、鹿児島市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 湧水町稲葉崎字大迫田○○ 地目は田 面積は○○○○㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年11月30日です。番号8。貸人、兵庫県 ○○○○。借人、湧水町鶴丸 ○○○○。土地の所在 湧水町鶴丸字古田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外3筆の計4筆 ○○○○㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は令和4年1月25日から令和14年1月31日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年10月31日です。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。番号1。権利取得者、宮崎県西都市 ○○○○。権利取得日、令和5年6月7日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字池添○○ 地目は田 面積は○○○○㎡ 外に6筆ございまして田4筆 畑3筆の計7筆 ○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、東京都中野区 ○○○○。権利取得日、令和5年7月26日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字諏訪○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、宮崎県都城市 ○○○○ 権利取得日、令和5年8月24日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、般若寺字檜木○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。外に5筆ありまして、田6筆の○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、湧水町川添 ○○○○。権利取得日、令和5年8月25日。取得事由、相続。権利の種類、

所有権。土地の所在，川添字川原〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外に2筆ありまして 田3筆の〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，湧水町川添 〇〇〇〇 権利取得日，令和5年8月25日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添三堂〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡。外に2筆ありまして，畑3筆の〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 長 以上で事務局報告を終わります。

議長 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第17号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。日程第1 議案第17号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から2号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田1,422㎡，畑14,652㎡の小計16,074㎡です。次に5ページです。総括表になります。こちら合計だけ申し上げます。賃貸借分については田1,422㎡，使用貸借分については畑14,652㎡です。合計で田が1,422㎡，畑が14,652㎡の計14,652㎡です。詳細については6ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議長 長 それでは，整理番号1号から整理番号2号を審査します。整理番号1号から整理番号2号について，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号から整理番号2号については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号2号については，承認することに決定しました。

議長 長 次に，所有権移転の審査を行います。整理番号1号について，事務局の説明を求めます。

事務局 4ページをご覧ください。今度は，所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。畑529㎡です。次に8ページをお開きください。議案第17号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2) 所有権移転です。整理番号1。土地の所在，木場字諏訪〇〇 地目は登記及び現況と

もに畑，農振外で面積〇〇〇〇㎡です。渡人，東京都 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積は 29,705 ㎡です。利用目的は野菜で無償譲渡です。移転時期は公告日。引渡時期は令和 5 年 9 月 26 日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 整理番号 1 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4 番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 17 号整理番号 1 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と追加でお配りしております議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、無償による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、手入れがされていない状態でしたが、今後整備をし、野菜等を作付けすることです。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号 1 号については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号については，承認することに決定しました。

議 長 以上で，農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に，日程第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第 18 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第 18 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字牛ヶ谷〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由 規模拡大。無償譲渡です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。議案第 18 号について審議します。議案第 18 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 18 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一

覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第18号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第18号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で，農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に，日程第3 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第19号から議案第20号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 10ページです。日程第3 非農地証明願の申請審議について。議案第19号。願出人，霧島市牧園町 ○○○○。土地の所在，木場字日当野○○地目は畑 面積○○○○㎡。他1筆ありまして 計2筆 ○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，10年以上前から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号，第3号，第5号，第6号です。次に議案第20号。願出人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在，木場字下黒木○○ 地目は牧場 面積○○○○㎡。外3筆ありまして，計4筆の合計面積○○○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成5年以前から耕作しておらず、今後農地として復元することが困難である。非農地判定基準については該当項目がございませんでした。以上です。

議長 順を追って審議します。まず，議案第19号について審議します。議案第19号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

11番 11番○○が報告します。非農地証明願いに係る議案第19号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の4ページから7ページをご参照ください。調査意見は，

10年以上前から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第5号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第19号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案19号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第20号について審議します。議案第20号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

3 番 3番〇〇が報告します。非農地証明願いに係る議案第20号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表のとおりですが、委員5名で調査しました。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページ、8ページ、10ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成5年以前から耕作はしておらず、肥培管理も行っていないことから、農地ではなく採草放牧地であると判断しました。以上報告します。

議 長 審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩します。

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議 長 ここで議案第20号に関連し、採草放牧地について事務局に詳細な説明を求めます。

事務局 先ほど休憩中にお配りしました資料で説明いたします。はじめに牧場の定義です。牧場につきましては、家畜を放牧する土地と定義をされています。次に農地の定義です。農地については、肥培管理を行って作物を栽培している土地が農地となっています。次に採草放牧地の定義です。採草放牧地については、農地以外の土地、つまり肥培管理を行っていない土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものとなっております。今回申請のありました土地については、肥培管理の有無について現地確認をおこなっていただきましたが、肥培管理をおこなっていないことが確認されまして、そのため申請地は農地ではなく採草

放牧地であることが確認されたところです。よって湧水町農業委員会非農地証明交付基準に規定する農地ではないため、総会において非農地証明願いとしての議案審議ができなかったということになっています。なお採草放牧地であれば、所有者が地目変更を行う場合、農地法の規制を受けないため、農業委員会の許可なしに登記地目変更申請を行うことができることを関係機関に確認済みであります。ただし採草放牧地であっても、権利移動を伴うものについては農地法の規制を受けることとなります。第3条又は第5条の申請が必要となります。今回の場合は、農地に該当しない採草放牧地であり、非農地証明願いについては不受理の取り扱いであっても問題はないとのことで、県農業会議より回答を得ているところでございます。資料の裏面には、参考までに現地の写真を掲載してありますので、ご覧下さい。以上です。

議長 それでは、審議に入ります。ここで1番〇〇と13番〇〇委員については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に抵触いたしますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(1番〇〇, 13番〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議長 只今の調査委員の報告又は事務局の説明に対し、ご質問ご意見等はございませんか。

10番 10番〇〇です。この写真を見ると、とても何年も荒らしたようには見えませんが、採草して借地料をいただいたとか、そのような実績はないのですか。

3番 現地調査の立ち合いのもとで、推進委員の方においでいただきまして、話を聞く中では、茶業農家に採草を2・3年前までさせていたということは聞いておりますが、確認はしておりません。

10番 その中で、賃借料は発生していなかったのですか。

3番 そこまでは確認しておりません。我々が確認した中では、写真のとおり、何年も荒らしていたという状況ではありませんが、詳細までは確認しておりません。

議長 他にありませんか。

9番 9番〇〇です。農地でなく、権利移動を伴うものについては農地法の規制を受けるということなので、この件については権利移動を伴わないということですか。

3番 聞き取りをした中では、〇〇〇〇の構成員も高齢化していると。特に具体的な売買の計画はないが、整理をしたいということで今回申請をされたということでもあります。

9 番 何年か前に、普通に申請がなされていれば、もう今頃は何かできていたかと思うのですが、その間に税金はしないといけないので、今後をどうするのかという話し合いはあったかと思えます。それに対しても、この件については〇〇〇〇に任せるしかないのかなと思えます。

事務局 農業委員会としては、農地ではなく採草放牧地であるという判断になれば、その後は、〇〇〇〇で地目変更をしていただくことになるかと思えます。農地でなくなれば、土地の権利移動は可能になるかと思えます。

議長 他にありませんか。他になければ、補足して申し上げますが、ただいま採草放牧地であるということで報告がありました。採草放牧地は、農地と農地でない部分に分かれるわけですが、このまま不受理で、採草放牧地で農家台帳に残っていた場合は、次に権利移動をする場合には、3条なり5条の許可申請が必要になるということです。しかし、その前に、〇〇〇〇が地目変更をして、農地でなくなれば、申請は必要なくなります。

議長 他にありませんか。

12番 12番〇〇です。採草放牧地で、茶農家が萱を2～3年前までとっていたということで、その後は畜産農家の糞尿を採草地に播いたとかいうことはなかったのですか。播いていれば肥培管理をしたということになるのですが。

3番 先ほども報告いたしました。推進委員の方も組合員だということですが、肥培管理を行っているかを確認しましたが、していないとのことでした。

議長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ、議案第20号については、調査委員の報告は農地ではなく、採草放牧地ということ。採草放牧地と認め、湧水町農業委員会非農地証明交付基準に規定する農地ではないことから、不受理とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第20号につきましては、採草放牧地と認め、不受理とすることに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第3回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時00分

5 番

6 番

議 長
